

MIZUSHIN NEWS LETTER

令和8年2月27日

お客さま各位

水沢信用金庫

普通預金（しんきん教育資金贈与専用口座）のお申込期限について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和7年12月26日に閣議決定された「令和8年度税制改正大綱」において、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」につきましては、令和8年3月31日までとされている適用期限を延長せず終了することとし、同日までに本非課税措置に係る専用の預金口座に預け入れた預金については、引き続き本非課税措置を適用できることとする旨が公表されました。

上記公表をうけ、当金庫における「普通預金（しんきん教育資金贈与専用口座）」についても、下記のお申込期限をもって口座開設申込の取扱いを終了いたします。

つきましては、新規お申込をご検討中のお客さまは、お申込にあたりご準備いただく書類等もございますので、お早めにお近くの支店窓口もしくはお取引店へご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

お申込期限	令和8年3月13日（金）
贈与資金のお預け入れ期限	令和8年3月31日（火）15時まで

【ご注意事項】

- お申込時に内容の不備等があった場合は、教育資金贈与の手続きは完了とはなりません。
- お申込完了後、贈与資金のお預け入れが上記期限までに完了しない場合、贈与税の非課税措置の適用を受けることができません。

以 上

<本件に係るお問合せ先>

水沢信用金庫 事務部

電話 0197-23-2500

※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。